

第 10 号

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、」を「基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合及び同項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、それぞれ」に改める。

第4条中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。